

民間投資活性化等のための 税制改正大綱、公表

—自民党・公明党

去る10月1日、自由民主党・公明党は「民間投資活性化等のための税制改正大綱」を公表した。

同日に閣議決定された消費税率引上げに伴う経済対策と、成長力強化への総合的な対策として、民間投資を活性化させるための税制措置等について、通常の年度改正から切り離して前倒しで行うもの。

主な内容は、次のとおり。

民間投資の活性化

産業競争力強化法(仮称)の制定に伴い、生産性向上設備投資促進税制が創設される。同税制では、生産性向上設備等(仮称)について、特別償却と税額控除との選択適用ができることとされている。

研究開発税制では、増加型について、改組したうえで、適用期限を3年延長することとされている。

所得の拡大

所得拡大促進税制について、給与等支給増加割合の要件(現行5%以上)を適用年度に応じた次のように見直し、平均給与等支給額に係る要件を継続雇用者への給与で判定するよう見直したうえで、適用期限を2年延

長することとされている。

- ① 平成27年4月1日前に開始する適用年度…2%以上
- ② 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する適用年度…3%以上
- ③ 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する適用年度…5%以上

ベンチャー投資・経営改革の促進

産業競争力強化法(仮称)の制定に伴い、ベンチャー投資を促進するための税制措置、および事業再編を促進するための税制措置が創設される。それぞれ、一定の要件を満たす損失準備金の積立額を損金算入できることとされている。

その他

復興特別法人税の1年前倒しでの廃止について検討すること、が明記されており、12月中旬に結論を得ることとされている。また、法人実効税率の引下げや課税ベースの拡大など、法人実効税率のあり方についても、速やかに検討を開始することとされている。

日本版ESOPの公開草案への コメント対応案、検討

—ASBJ、実務対応専門委

去る10月2日、企業会計基準

委員会は第52回実務対応専門委員会を開催した。

今回は実務対応報告公開草案39号「従業員等に対する信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」以下、「本公開草案」という)に対して寄せられたコメントを受けて、事務局から対応案が提示され、検討がなされた。

主な検討事項は次のとおり。

総論

本公開草案の全般に関わるコメント概要と事務局の対応案として、たとえば次のものが挙げられた。

- ・ **コメント概要と対応案**
- ・ 国際財務報告基準(IFRS)との関係を検討するべきである
- ↓(対応案)IFRSと日本基準では、会計基準の体系が異なるため参考にするのが難しい

この対応案に対して専門委員からは、「IFRSとの関係性について背景を述べてもよいのではないかな」などの意見が複数出された。

各論

本公開草案の各論について、次のような分類でコメント概要と事務局の対応案が整理された。

- ・ 範囲
- ・ 従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する会計処理
- ・ 受給権を付与された従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する会計処理
- ・ 開示等
- ・ 適用時期および経過措置等
- ・ その他

各論のコメント概要と事務局の対応案として、たとえば次のようなものが挙げられた。

- ・ **コメント概要と対応案(範囲)**
- ・ 従業員以外の者(役員等)を対象とするものが適用対象となる
- ・ 可否かを明示してほしい
- ↓(対応案)本公開草案は現在行われている典型的なスキームを対象としており、本公開草案で扱っていないスキームについては、内容に応じて、本実務対応報告を参考にすることが考えられる

この対応案に対して、多くの専門委員から「役員の取扱いは実務的に気になる」との意見が聞かれる一方、事務局の対応案に賛成するとの意見もあった。

第2回ASAFについて報告

—ASBJ

去る10月3日、企業会計基準委員会は第273回企業会計基準委員会を開催した。

主に、9月25日、26日に開催された第2回会計基準アドバイザリー・フォーラム(ASAF)について報告が行われた。概要は次のとおり。

開示(—ASBの短期的および中長期的な対応の方針)

現行基準では、列挙されている項目について開示することを基本とするしくみが多く用いられている。この点、「開示要求の目的を示したうえで、経営者にとって重要な項目を検討する枠組みとすることも可能ではないか」という意見が出された。

また、純債務の調整表に関して、ASBJから「純債務の調整表の開示に関する要請は、世界的に共通したものかについて

明らかでないため、十分な調査が必要」という旨の発言が行われた。IASB関係者からは、次の2つの方法が考えられる旨が説明された。

- ① 純債務の調整表の開示要求を定める
- ② 純債務の調整表を開示する場合には所定の方法に従う必要があるとする要求事項を設ける

概念フレームワーク(慎重性)

2010年の概念フレームワークの見直しで慎重性の考え方が削除されたことについて、「慎重性の考え方は基準設定に有用」との意見がある一方、「復活させることは必要でない」と

監査

内部監査基準の改訂案、公表

内部監査協会

去る9月26日、一般社団法人日本内部監査協会は「内部監査基準(改訂公開草案)」を公表した。

内部監査人協会(IIA)の「専門職の実施の国際フレームワーク」(国際基準)の改訂、経営環境の変化、内部監査実務の進展などを反映するため、内部監査基準改訂委員会において検討を重ねた結果が取りまとめられている。

今回は2004年以来的の改訂であり、構成を変更することも

する見解も出された。

ASBJからは、「慎重性は現行の会計基準でも当然のように考慮されている要素であり、本文に復活させるか、「有用な財務情報における質的な特性」の結論の背景を修正すべき」という旨の発言が行われた。

IASB関係者からは、「用心深さ(caution)」といった用語を含め、適切な用語を検討したうえで、何らかの形で概念フレームワークに慎重性の考え方を記述することが必要」、「復活させるべき」と主張する者が、単純にそれだけを言っているのか、公正価値測定の範囲を狭めようとして主張しているのか定かでないとのコメントが示された。

に、各条文の語尾を「しななければならない」とし最低限の必要事項とするなどしている。また、国際基準の改訂への対応として、「不正リスクへの対応の考え方の取入れ」などが行われている。

意見提出期限は2013年10月25日。なお、公開草案の全文・参考資料は、内部監査協会ホームページにて閲覧可能(<http://www.iaajapan.com/guide/kijyun/20130926.html>)。

サンディ。1年前、合衆国東海岸を襲ったハリケーンは、観光産業に打撃を与えた。再びその嵐の季節が巡ってきている。

自然災害の打撃を受けてもモノは作り直すことができる。容易に元へ戻せないのはヒトの心だ。ニュージャージー州にある海岸を観光資源としているワイルドウッドでは、書き入れ時となる今年7月から、観光資源の価値を守る条例を制定した。ボードウォークでの「腰パン禁止条例」(saggy pants law)が発効したのは7月4日。だが、今季商戦は低調に終わった。

この条例は、ズボンや腰から3インチ(約8センチ)以上引き下げたり、下着や肌が露出するはき方をしていた場合には罰金200ドルと社会奉仕活動40時間が課せられるというものだ。朝8時から夕方5時まで、服装が規制される。観光地としての品位維持には必要だというわけだ。

腰パンは、ベルトの着用が禁止されている刑務所で、当たり前のように普及した。それをヒップホップアーティストが市民社会へ定着させた。これに対する規制は、腰パンスタイルに対する市民社会側からの許容度を示している。禁止条例が成立したのは、不特定多数である観光客には腰パンが恐怖感や嫌悪感を引き起

こす誘因になると考えられているからだろう。

日本への観光目的入国者数は昨年で604.2千人だった。東日本震災前年の2010年は636.2千人だったので、数のうえからは回復したとはいえない。

ただ、リーマンショック前の2007年は595.4千人だった。これと比べれば現在は増加傾向にある。2007年には120円台だった円/ドル



ジー州に当てはめれば、観光客動員数は財布依存要因のほうが大いという推論も成り立つ。ハリケーン被害からの復興がなされ、治安も安定しているのを訴求した条例だったが、今年夏の商戦は散々だったからだ。しかも、記録的な低調ぶり。ワイルドウッドの観光産業は不景気だったと地元紙が報じていた。条例制定の話題は集客に繋がらなかったし、その存在意義の有効性も検証されなかった。むしろ、個性差が大きく、尺度も感覚に依存している面が大きい条例の適用基準が、市民の治安よりも服飾警察の創設にみえた危険性もある。

レートが翌年には100円代の円高となった。同様の変化が2010年から翌年にかけても生じていた。為替という財布だけにみれば訪日しにくい状況が観光客を減少させた。いまは再び円高が反転の動きをみせている。観光客の財布は、訪日を判断するのには有利に向かわせている背景の1つを作っていると考えられる。

嵐が過ぎた後の、大きな効果を狙った小さな8センチは大きな話題を生み出したが、小さな成果もあげられなかった。観光資源の価値は警察が守るのではなく、人間が少しずつ歩み寄る自然な態度からしか生まれまい。

(神保敏明)

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2013年9月30日	監査基準委員会研究報告第2号「金融商品の監査における特別な考慮事項」	JICPA	金融商品に関する監査を行ううえで新たな要求事項を設定するものではなく、金融商品に係るリスクおよび見積りの不確実性についての評価、ならびに開示に関する監査上の留意点を取り扱っている。大量の金融商品取引を行う企業等、金融商品に係る見積りの不確実性が財務諸表に重要な影響を与える企業の監査向けの考慮事項として位置づけられるもの。	—
2013年10月3日	総額表示義務の特例措置に関する事例集(税抜価格のみを表示する場合などの具体的事例)	国税庁	事業者が総額表示義務の特例を適用し、税抜価格のみを表示する場合、旧税率に基づく税込価格を表示する場合、新税率に基づく税込価格を表示する場合などの具体的事例を紹介するもの。	—

説得力に欠ける消費税の増
税理由

金融

安倍首相は10月1日、来年4月より消費税率を現行の5%から8%に引き上げる旨を、正式に表明した。この決定に際して、「最後の最後まで考え抜いた」と首相は言うが、その増税理由から、その端がうかがえる。

消費税を増税するメリットとして、「社会保障の安定と財政再建に向けての財源確保」を挙げ、デメリットとして「消費の落ち込みとデフレ経済・景気低迷への逆戻り」、「社会保障の安定・財政規律の維持ができない」を挙げた。それでも、GDP成長率の伸び、有効求人倍率の改善、生産消費、設備投資の持ち直しを理由に、大胆な経済政策を実施すればデメリットは克服でき、経済再生と財政健全化は両立し得る、と結論づけたようだ。

しかし、なぜ今増税なのかは説得力に欠ける。そもそも、財務省寄りの野田前首相が執着した消費税増税を見直す機会にもなつていたはずだ。立法化されたものの、関連法に定められた景気条項という「ただし書き」は、そのためにあつたのではなかったか。もちろん、10年間で平均の名目GDP3%、実質2%が、視

野に入ってきたことは否定できない。それでも、増税がそのまま歳入増加にはつながらないことは、増税が及ぼす景気への悪影響を考えれば明らかだ。事実、今回も見合いの5兆円規模の経済対策がセットになっている。「角を矯めて牛を殺す」のとえのごとく、目先の財政収支にこだわりの、日本経済を危うくする懸念が残る。

日米ともに財政問題の影響は限定的だが…

証券

さらに首相は、「消費税収は社会保障にしか使わない」と述べているが、消費税導入当初を思い起こせば、少子高齢化や産業の空洞化を防ぐために、直接税中心だった日本の税制を変える必要から直間比率を見直すべき、との議論が根底にあつたはずだ。今回、安倍首相が述べたような、財政収支の改善や社会保障費のまかないでは決してない。

今回の首相会見は、政治家らしい決断というより官僚の会見を聞いているようだった。今後の経済政策の運営に禍根を残すことが懸念される。

これが海外市場では「決められる政治」と映つたようで、安倍首相の評価は高まったと伝えられた。

しかし、消費増税は日本経済にとつて鬼門だ。前回の引上げは17年前だが、その際の景気の失速、経済危機の到来の記憶はなお生々しい。今回、政府は消費増税と同時に5兆円の経済対策を打ち出し、増税ショックの吸収を図る。それでも増税実施後の景気がどうなるか、容易に不安は消えない。

当面、日米の財政問題の市場への影響は限定的といえようが、日米同時に市場の雰囲気をおく

し、株価の先行きへの楽観を少しくじったことは否定できない。秋は株安のジンクスがあるため、ただでさえ不安を伴うが、財政問題が市場の底流に存在し続けることはこれからも機会があることに、市場を冷やす役割を果たすことになろう。

いずれにせよ、財政問題が醸し出す不安を鎮めてくれるのが実体景気の動向である。日本はずいぶん短観。10月発表分では景況感の好転、企業収益の上方修正は予想以上のものがあつたが、設備投資は下方修正となり、画竜点睛を欠く結果となつた。それでも着実な回復が確認されたことの意味は大きい。一安心である。

期待されるのは3月決算企業の中間決算と年度見通しの修正である。2013年度上期は結果的に1ドル＝95円以上の円安で推移したこと、企業収益は上方修正の可能性がある。純利益はこれまでの予想ベースで製造業が前年度比約2倍の増加、全産業が同80%増であった。これにさらに上積みされてくるというのである。11月初め頃に大勢が判明する。

為替相場はなかなか方向性が固まらない感じだが、上にも下にも変動幅は限られてきたようだ。1ドル＝100円以上の円安が定着することは期待薄のようだが、1ドル＝95円以上に落ち着けば、安泰だといえよう。